

障発 0 3 3 1 第 5 号

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「電動車椅子に係る補装具費の支給について」の一部改正について

標記については、平成 2 2 年 3 月 3 1 日障発第 0 3 3 1 第 1 1 号本職通知によりお示ししているところであるが、今般、同通知の一部を別添のとおり改正し、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、第 2 の 1 (1) に定める対象者については、「補装具費支給事務に係る Q & A の送付について」(平成 2 7 年 3 月 3 1 日付社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡)により、支給の判断に当たっての考え方をお示しするので留意されたい。

(別添)

○ 電動車椅子に係る補装具費の支給についての一部改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>障発0331第11号 平成22年3月31日 障発0330第19号 平成24年3月30日 障発0315第4号 平成25年3月15日 障発0331第5号 最終改正平成27年3月31日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p>電動車椅子に係る補装具費の支給について</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条の規定に基づいて市町村が支給する電動車椅子に係る補装具費について、別紙のとおり「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」を定め、支給事務の円滑かつ適正な実施及び利用者等の安全確保に資することとしたので、内容了知の上、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方ご配意願いたい。</p>	<p>障発0331第11号 平成22年3月31日 障発0330第19号 平成24年3月30日 障発0315第4号 最終改正平成25年3月15日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p>電動車椅子に係る補装具費の支給について</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条の規定に基づいて市町村が支給する電動車椅子に係る補装具費について、別紙のとおり「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」を定め、支給事務の円滑かつ適正な実施及び利用者等の安全確保に資することとしたので、内容了知の上、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方ご配意願いたい。</p>

<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領</p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 電動車椅子に係る補装具費支給基準</p> <p>(1) 対象者</p> <p style="padding-left: 2em;">学齢児以上であって、次のいずれかに該当する障害者等であること。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 重度の下肢機能障害者等であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 呼吸器機能障害、心臓機能障害、難病等で歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であって、医学的所見から適応が可能なもの</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>2 支給の判定 (略)</p> <p>第3 その他 (略)</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領</p> <p>第1 基本的事項 (略)</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 電動車椅子に係る補装具費支給基準</p> <p>(1) 対象者</p> <p style="padding-left: 2em;">学齢児以上であって、次のいずれかに該当する障害者等であること。 <u>なお、電動車椅子の特殊性を特に考慮し、少なくとも小学校高学年以上を対象とすることが望ましいこと。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア 重度の下肢機能障害者等であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 呼吸器機能障害、心臓機能障害、難病等で歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であって、医学的所見から適応が可能なもの</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>2 支給の判定 (略)</p> <p>第3 その他 (略)</p>
---	---

(参考)

電動車椅子の名称に係る判定の目安について

平坦路における手動自走の可否	日常生活圏の坂路・悪路における手動自走の可否 ※（ ）は、アシスト式を使用した場合	補装具費の支給を検討することとなる電動車椅子の名称種別等	
できる	できない（できる）	アシスト式	簡易型
	できない（できない）	切替式	
できない	できない	<u>簡易型又は簡易型以外</u>	

※ 日常生活圏とは、自宅周辺の日常の行動範囲及び通勤又は通学のために、日常的に車椅子の使用を行う圏域である。

(参考)

電動車椅子の名称に係る判定の目安について

平坦路における手動自走の可否	日常生活圏の坂路・悪路における手動自走の可否 ※（ ）は、アシスト式を使用した場合	補装具費の支給を検討することとなる電動車椅子の名称種別等	
できる	できない（できる）	アシスト式	簡易型
	できない（できない）	切替式	
できない	できない	<u>原則、簡易型以外</u>	

※ 日常生活圏とは、自宅周辺の日常の行動範囲及び通勤又は通学のために、日常的に車椅子の使用を行う圏域である。